

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により平成 30 年 7 月に実施した平成 29 年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 30 年 9 月 11 日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

第 1 監査実施状況

監査は、監査対象機関 19 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
最上総合支庁総務企画部	平成 30 年 7 月 17 日	伊藤委員	武田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	平成 30 年 7 月 17 日	伊藤委員	武田委員
最上総合支庁産業経済部	平成 30 年 7 月 17 日	伊藤委員	武田委員
最上総合支庁建設部	平成 30 年 7 月 17 日	伊藤委員	武田委員
置賜総合支庁総務企画部	平成 30 年 7 月 17 日	鈴木委員	加藤委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	平成 30 年 7 月 17 日	鈴木委員	加藤委員
置賜総合支庁産業経済部	平成 30 年 7 月 17 日	鈴木委員	加藤委員
置賜総合支庁建設部	平成 30 年 7 月 17 日	鈴木委員	加藤委員
村山総合支庁総務企画部	平成 30 年 7 月 20 日	鈴木委員	加藤委員
村山総合支庁保健福祉環境部	平成 30 年 7 月 20 日	鈴木委員	加藤委員
村山総合支庁産業経済部	平成 30 年 7 月 20 日	鈴木委員	加藤委員
村山総合支庁建設部	平成 30 年 7 月 20 日	鈴木委員	加藤委員
庄内総合支庁総務企画部	平成 30 年 7 月 20 日	伊藤委員	武田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	平成 30 年 7 月 20 日	伊藤委員	武田委員
庄内総合支庁産業経済部	平成 30 年 7 月 20 日	伊藤委員	武田委員
庄内総合支庁建設部	平成 30 年 7 月 20 日	伊藤委員	武田委員
中央病院	平成 30 年 7 月 20 日	鈴木委員	加藤委員
企業局	平成 30 年 7 月 24 日	鈴木委員	武田委員
		加藤委員	—
病院事業局	平成 30 年 7 月 24 日	鈴木委員	武田委員
		加藤委員	—

第 2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 最上総合支庁産業経済部

(イ) 前年度会計の監査において指摘した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。

(内容)

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了し

た日から4箇月を超えてしていないもの 1件

金くずの収集運搬及び処分業務委託
検査日 平成29年4月13日
請求書受理日 平成29年10月4日
支払日 平成29年10月18日
支払額 21,870円

ロ 村山総合支庁総務企画部

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

a 調定手続が、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 1件
行政財産使用許可に係る土地建物使用料

調定すべき日 平成29年4月1日
調定日 平成29年11月17日
調定額 133,936円

b 調定手続が、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円未満のもの 1件
行政財産使用許可に係る土地建物使用料

調定すべき日 平成29年4月1日
調定日 平成29年11月17日
調定額 3,340円

ハ 村山総合支庁産業経済部

(イ) 工事施工管理が適切でないものがある。

(内容)

a 工事完了時に現場での完成検査を実施しなかったもの 1件
平成29年度上小沼県単独治山施設災害復旧工事

工種 排土工
工期 平成29年6月15日から7月31日まで
契約金額 630,720円
完成日 平成29年7月31日(8月7日に完成通知書を受領)

ニ 村山総合支庁建設部

(イ) 前年度会計の監査において注意した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。

(内容)

a 入札事務が適切でないものがある。

(a) 落札決定後に積算誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件
平成29年度(0県債)河川整備単独事業(河川自然災害)村山野川護床ブロック製作工事

ホ 庄内総合支庁産業経済部

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 2件
主な事例は以下のとおり

山形県耕地災害復旧事業費補助金(鶴岡市・33-111森下)
実績報告日 平成29年4月12日
額の確定日 平成29年9月28日

b 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 2件
主な事例は以下のとおり

山形県耕地災害復旧事業費補助金(鶴岡市・33-16成沢)
実績報告日 平成29年7月14日
額の確定日 平成29年9月28日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 河川占用の許可期限が過ぎ、更新がされていないにもかかわらず、許可をしていない相手に

河川占用料を請求したものがある。(最上総合支庁建設部)

(ロ) 行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等について、調定を行っていない1万円以上のもので、許可書に必要事項の記載がないものがある。(庄内総合支庁産業経済部)

ロ 支出

(イ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったものがある。(最上総合支庁総務企画部、庄内総合支庁総務企画部)

(ロ) 赴任旅費について、算定誤りにより返納を要するものがある。(最上総合支庁建設部)

(ハ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(置賜総合支庁総務企画部)

(ニ) 赴任旅費を支給していないものがある。(置賜総合支庁建設部)

ハ 契約

(イ) 予定価格の積算を誤って落札決定をしたため、契約を解除したものがある。(置賜総合支庁産業経済部)

(ロ) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金の変更手続が行われていないものがある。(置賜総合支庁建設部)

(ハ) 落札決定後に積算誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったものがある。(村山総合支庁建設部)

(ニ) 特定調達契約に係る随意契約の相手方決定の公告を行っていないものがある。(庄内総合支庁総務企画部)

(ホ) 最低制限価格の算定を誤り、落札決定の取消を行ったものがある。(庄内総合支庁建設部)

ニ 補助金

(イ) 補助対象事業者(個人)が死亡したにもかかわらず、事情変更による補助事業の中止または交付決定の一部取消等の手続がなされていないものがある。(村山総合支庁産業経済部)